

## 令和4年度総合型地域スポーツクラブ登録準備支援交付金 交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、令和4年度総合型地域スポーツクラブ登録準備支援交付金（以下「交付金」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）が総合型地域スポーツクラブ登録認証制度（以下「登録制度」という。）の登録基準を満たすための事業等（以下「事業等」という。）に要する経費を支援することを目的とする。

(交付対象事業等)

第3条 交付対象とする事業等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の育成に関する事業
- (2) 種目数の拡大を目的とする事業
- (3) 多世代の会員獲得を目的とする事業
- (4) 安全管理体制の整備に関する事業
- (5) 組織のガバナンス強化及び登録制度に関する会議開催にかかる事業
- (6) その他、登録基準を満たすために必要な事業

2 交付対象となる者は、令和4年度登録制度の予備登録申請を行うクラブとする。

(交付金の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする団体は、次の申請書類を公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式1）
- (2) 使途計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）

(交付金の報告)

第5条 交付金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、次の報告書類を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 使途報告書（様式4）
- (2) 収支決算書（様式5）

(交付金の額)

第6条 交付金の額は10万円を上限とし、第4条申請書類に基づき、予算の範囲内で決定する。

(帳簿の備付け)

第7条 交付団体は、当該交付金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、か

つ、収入及び支出について証拠書類を整理し、事業等が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付金の返還)

第8条 理事長は、交付団体が交付金を第2条以外の用途に使用したときには、その返還を命じることがある。

2 理事長は、交付団体が登録制度の登録を3か年度以上更新しない場合、交付金の返還を命じることがある。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか交付金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。